

地域発信型ネットワークにおける芦屋市附属機関等の位置づけと意義について

所管課	会議名	設置目的	所掌事務	平成28年度開催状況と議題	地域発信型ネットワークに位置づけられる意義 (目標とする成果)
高齢介護課	地域包括支援センター運営協議会	芦屋市地域包括支援センターの適切な運営・公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため。	(1)センターの設置等に関する事 (2)センターの運営及び評価に関する事 (3)地域包括ケアに関する事 (4)その他設置目的達成のために必要な事項に関する事	第1回平成28年8月18日(木) (1)平成27年度地域包括支援センターの決算及び活動状況について (2)平成27年度地域包括支援センターの活動目標と成果について (3)平成28年度地域包括支援センターの予算及び活動計画について (4)その他 第2回平成28年11月10日(木) (1)平成28年度上半期活動状況報告について (2)その他 第3回平成29年3月29日(水)開催予定 (1)平成28年度地域包括支援センター自己評価について (2)平成28年度地域包括支援センター事務調査結果について (3)その他	地域包括支援センターは、総合相談支援業務や包括的・継続的マネジメント支援業務を担っており、相談から対応の一連の支援を行っており、地域で暮らす困りごとを抱える人達を軽度のうちから地域で見守り、重症化を予防していく。 国が進めている「地域包括ケア」の構成要素である「地域ケア会議」を地域発信型ネットワークに位置付け、平成26年度より運用を開始した。今後、高齢者を支援していくために、高齢者生活支援センターが要となり、地域住民、介護事業者や医療関係者の連携を更に密にしていけることが必要である。
社会福祉課	地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するに当たり、関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図るため。	(1)市が次に掲げることを行う場合に市長に対して意見を述べる。 ア地域密着型サービスを提供する事業者の指定 イ地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定 (2)地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他の市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議する。	第1回平成28年11月10日(木) (1)高浜町1番社会福祉施設建設用地における社会福祉複合施設の整備について (2)実地指導について (3)その他 第2回平成29年3月29日(水)開催予定 (1)地域密着型サービスに係る条例の改正について (2)実地指導について (3)その他	当該委員会は、地域密着型サービス提供を行う事業所の選定、施設開設後のサービス提供状況の評価等を行う。 地域密着型サービスとは 今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系で、市町村が事業者の指定や監督を行う。施設などの比較的事業規模が小さく、利用者のニーズにきめ細かく応えることができ、事業所が所在する市町村に居住するかたが利用対象者。 地域密着型サービスの整備は、地域交流スペースの設置や地域のかたも参加する運営推進会議が義務付けられ、施設そのものと合わせて社会資源としての活用が期待でき、高齢者を中心に、介護を担う家族や、地域住民や介護保険事業者等、様々な人達の連携ができることにより、地域発信型ネットワークの充実に結びついていくと考える。
障害福祉課	自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりを協議するため。	(1)障がい者が自立した地域生活を支援するための方策に関する事 (2)処遇困難な障がい者への対応に関する事 (3)関係機関によるネットワークの構築に関する事 (4)その他障がい福祉に関するシステムづくりに関し市長が必要と認める事	第1回平成28年7月29日(金) 1 平成27年度相談支援事業実績報告及び平成28年度実施計画について 2 平成28年度基幹相談支援センター実施計画について 3 実務者会及び専門部会活動報告について 4 障害者差別解消法について 5 その他 第2回平成28年12月26日(月) 1 専門部会活動報告について 2 実務者会活動報告について 3 障がい者差別解消法支援地域協議会について 4 地域移行について 5 その他 第3回平成29年3月27日(月)開催予定 1 実務者会活動報告について 2 専門部会活動報告について 3 基幹相談支援センター平成28年度報告について 4 障がい者施設における介護相談員派遣事業について 5 その他 【平成29年3月末時点】 ・実務者会(3回開催)/障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について ・専門部会(7回開催)/福祉マップ(芦屋っふ)の改訂、啓発冊子の改訂	自立支援協議会は障がい者相談支援を中心として地域課題を抽出し、解決することを目的としている。障がいのある人を支援する職員等で構成する「実務者会」と、地域課題の関係者で構成する「専門部会」を設置しており、「実務者会」で抽出された地域課題について、「専門部会」で解決の方法を検討し、本体である「自立支援協議会」において専門的な見地から助言や、評価を行っている。平成26年度には障がい者基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化、地域課題の解決に向けた取り組みを行っていることから、事業実施内容の評価、助言を本会議で実施することによって、更なる、障がいについての理解が広がり、障がいのある人が地域で自分らしく暮らすための支援者のネットワーク形成が期待できる。

所管課	会議名	設置目的	所掌事務	平成28年度開催状況と議題	地域発信型ネットワークに位置づけられる意義 (目標とする成果)
子育て推進課	要保護児童対策地域協議会	要保護児童若しくは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童に関する問題について、関係機関等が適切な連携の下で組織的に対応することにより、要保護児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため。	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童若しくは要支援児童及び保護者又は特定妊婦に対する支援の内容に関する協議を行う。	<p>・代表者会議 第1回 平成28年5月31日(火) 1.協議会の概要及び構成等について 2.前年度活動報告 3.今後の取組について 4.研修会「児童虐待対応におけるケースマネジメントと要保護児童対策地域協議会の役割と課題」 講 師:関西学院大学 人間福祉学部 教授 芝野 松次郎 氏</p> <p>第2回 平成28年11月30日(水) 1.研修会・児童虐待防止推進子育て支援者研修会「心を病む親からの児童虐待」 講 師:芦屋学園短期大学 幼児教育学科 准教授 木下 隆志 氏</p> <p>・①実務者会議, ②主要機関実務者会議 ②7月11日 困難ケース事例検討 ①8月 3日 活動報告一覧による報告 ①10月21日 ケース管理台帳による事例状況確認 ①3月16日 活動報告一覧による報告,次年度活動方針(案)について</p>	要保護児童地域対策協議会の設置目的である、様々な事情により保護を要する児童とその家庭への理解と適切な支援をネットワークにより行っていくためには、地域や関係機関の連携が必要不可欠であり、これまでも定期的に協議会を開催して、情報の共有に努め、連携の緊密を図ってきた。この地域ケアネットワークの設置により更なる連携の拡大・充実した途切れのない支援が期待できる。
地域福祉課	権利擁護支援システム推進委員会	高齢者及び障がい者等の虐待及びその他の権利侵害の防止策、高齢者・障がい者等の権利を守るための支援策、芦屋市権利擁護支援センターの機能等を含めた地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うため。	(1)権利擁護支援の推進に関する提言及び提案に関すること (2)権利擁護システムに関すること (3)芦屋市権利擁護支援センターの役割・機能に関すること (4)権利擁護の推進に関する調査及び研究に関すること (5)権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築にかかわる支援に関すること	<p>第1回平成28年7月26日(火) (1)平成28年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告 (2)市民後見人の推薦システムについて (3)虐待対応マニュアル改訂に関するプロジェクトチームの設置について (4)その他</p> <p>第2回平成29年3月2日(木) (1)養護者による虐待対応マニュアルの改訂について(高齢者・障がい者) (2)平成28年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告 (3)障がい当事者向け成年後見制度啓発パンフレットの作成について (4)その他</p>	高齢者や障がい者の権利侵害に対する対応や、権利行使に社会的支援が必要な人達の支援を権利擁護支援センターをはじめ、様々な専門機関が支援を行うことで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、本委員会では、権利擁護支援の仕組みやネットワークについて検討する。また、第三者後見人を含めた地域の権利擁護支援の担い手を増やし、権利擁護支援が必要な人達の生活を支えられるよう、地域発信型ネットワークの構築を促進できることが目標とする成果である。
	生活困窮者自立支援推進協議会	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため。	(1)生活困窮者支援に係る情報共有に関すること。 (2)生活困窮者支援に係る社会資源の活用、就労の場の開拓、社会参加の場づくり等に関すること。 (3)生活困窮者支援の推進を図るためのネットワークの構築に関すること。 (4)その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。	<p>第1回平成28年9月12日(月) (1)平成27年度生活困窮者自立支援事業の実績について (2)平成28年度生活困窮者自立支援事業の取組について (3)その他</p> <p>第2回平成29年2月27日(月) (1)生活困窮者自立支援制度に関する報告書の作成について (2)平成28年度生活困窮者自立支援制度の取組状況について (3)その他</p> <p>専門部会 居場所づくりに関する専門部会(2回開催)</p>	生活困窮者自立支援制度では、対象となる方の経済的な困窮への支援のみならず、社会的孤立を予防するための地域づくりやネットワークづくりも取り組まれている。 協議会では、制度に基づく支援や取組における課題の整理やネットワークづくり等を行っており、地域発信型ネットワークのしきみを活用することで、地域住民や関係機関等との効果的な連携を実現し、生活困窮者自立支援における課題解決と同時に、地域発信型ネットワークの取組の促進につながると考えられる。